



2024年4月12日

各位

会社名 エコートレーディング株式会社  
代表者名 代表取締役社長 豊田 実  
(コード：7427 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役 常務執行役員人事総務本部長 加藤幸久  
(TEL. 06-6396-8250)

## 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を改定することについて決議し、本制度の改定に関する議案を2024年5月22日開催予定の第53回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の改定の概要

当社は、2017年5月24日開催の第46回定時株主総会において、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）に対する報酬として、本制度に係る報酬を支給することをご承認いただき、対象取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入いたしました。

この度、当社における役員報酬制度の見直しを行い、対象取締役に對して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様とのより一層の価値共有を図り、当社の企業価値向上に対する貢献意欲を従来以上に引き出すことを目的として、本制度の内容を一部改定することにいたしました。

具体的には、譲渡制限付株式の割当てに際して対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約の内容のうち、譲渡制限期間について、従来の「割当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」から「割当てを受けた日より50年間」に変更いたします。

このほか、譲渡制限の解除に係る対象取締役の在任の条件（以下「在任条件」という。）について、「当社又は当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位」から「当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位」に変更いたします。加えて、本制度に基づき譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額を年額40,000千円以内から年額70,000千円以内に変更いたします。

## 2. 本制度の改定の条件

上記の改定は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

## 3. その他

以上の改定点のほか、本制度における内容に変更はございません。導入時の本制度の概要については、2017年4月14日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上